

「成田市特定建設工事共同企業体取扱要領」新旧対照表

現行	改正案
<p>第1～2条 略</p> <p>(対象工事の種類及び規模)</p> <p>第3条 共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。</p> <p>(1) 設計金額がおおむね5億円以上の土木構造物工事</p> <p>(2) 設計金額がおおむね7億円以上の建築工事</p> <p>(3) 設計金額がおおむね4億円以上の設備工事</p> <p>2・3 略</p> <p>(成田市工事等指名業者選定審査会)</p> <p>第4条 契約担当部課長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ成田市工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)に諮り、次の事項について意見を聴き、市長の承認を得るものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>第5条～第19条 略</p>	<p>第1～2条 略</p> <p>(対象工事の種類及び規模)</p> <p>第3条 共同企業体に発注することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。</p> <p>(1) 設計金額がおおむね7億円以上の土木構造物工事</p> <p>(2) 設計金額がおおむね10億円以上の建築工事</p> <p>(3) 設計金額がおおむね5億円以上の設備工事</p> <p>2・3 略</p> <p>(成田市入札等審査会)</p> <p>第4条 契約担当部課長は、対象工事を共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ成田市入札等審査会(以下「審査会」という。)に諮り、次の事項について意見を聴き、市長の承認を得るものとする。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>第5条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</p>